



市章

大津市公報

令和5年3月24日
号外(第10号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 条 例

2	大津市職員の高齢者部分休業に関する条例	1
3	令和5年度における市長等の給与の特例に関する条例	2
4	大津市事務分掌条例の一部を改正する条例	3
5	湖都大津まちづくり寄附条例の一部を改正する条例	3
6	大津市職員定数条例の一部を改正する条例	3
7	大津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	4
8	大津市手数料条例の一部を改正する条例	20
9	大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部を改正する条例	23
10	大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	25
11	大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	25
12	大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	26
13	大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	27
14	大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例	28
15	大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	28
16	大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	29
17	大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	30
18	大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例	32
19	大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	32
20	大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	32
21	大津市医療費助成条例の一部を改正する条例	32
22	大津市印鑑条例の一部を改正する条例	33
23	大津市大津祭曳山展示館条例の一部を改正する条例	33
24	大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部を改正する条例	34
25	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	35
26	大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例	35

条 例

大津市職員の高齢者部分休業に関する条例を公布する。
令和5年3月24日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第2号

大津市職員の高齢者部分休業に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超え

ない範囲内で任命権者が定める時間を上限とし、任命権者が定める時間を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業の承認をすることができる。

(高齢者部分休業に係る給与の減額)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)第12条(大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号)第15条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、大津市一般職の職員の給与に関する条例第11条(大津市教育公務員の給与に関する条例第15条において準用する場合を含む。)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を大津市職員退職手当支給条例(昭和37年条例第7号)第7条第1項から第7項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合における同条第8項及び第11項の規定の適用については、同条第8項中「前各項」とあるのは「前各項及び大津市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年条例第2号)第4条」と、同条第11項中「前各項」とあるのは「前各項及び大津市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき、又は高齢者部分休業をしている職員から申出があった場合は、その承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

2 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「の規定」を「又は第26条の3第1項の規定」に改める。

(大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「育児部分休業」を「高齢者部分休業(高年齢として公営企業管理者が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で公営企業管理者が認める日から当該職員に係る定年退職日(定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、育児部分休業」に改める。

令和5年度における市長等の給与の特例に関する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第3号

令和5年度における市長等の給与の特例に関する条例

市長、副市長、公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)第3条第1項、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第39号)第3条第1項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第22号)第3条第1項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例(昭和36年条例第17号)第3条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の10(常勤の監査委員にあって

は、100分の3.8)に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額、これらの規定による額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第4号

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例

第1条 大津市事務分掌条例（昭和48年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

シ 第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会に関すること。

第2条 大津市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号シを削る。

附 則

この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

湖都大津まちづくり寄附条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第5号

湖都大津まちづくり寄附条例の一部を改正する条例

湖都大津まちづくり寄附条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖都大津まちづくり基金条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 大津市を応援しようとする個人又は団体から受領した寄附金を個性豊かで活力に満ちたまちづくりに資する事業の推進に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、湖都大津まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条から第4条までを削る。

第5条の見出しを「（積立て）」に改め、同条第2項を削り、同条を第2条とする。

第6条の見出しを「（管理）」に改め、同条を第3条とする。

第7条の見出しを「（運用益金の処理）」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第8条中「第2条」を「第1条」に改め、「事業に要する」を削り、「限り、」の次に「これを」を加え、同条を第6条とする。

第9条中「の施行に関し」を「に定めるもののほか、基金の管理について」に改め、同条を第7条とする。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の湖都大津まちづくり寄附条例第4条の規定により設置された湖都大津まちづくり基金は、この条例による改正後の湖都大津まちづくり基金条例第1条の規定により設置される湖都大津まちづくり基金となり、同一性をもって存続するものとする。

大津市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第6号

大津市職員定数条例の一部を改正する条例

大津市職員定数条例(昭和25年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「1,417」を「1,457」に改め、同項中「総計 2,430」を「総計 2,470」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第7号

大津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(大津市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 大津市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「」第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員の退職により」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32

年条例第21号)第18条第1項、大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第53号)第3条の2並びに大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号)第11条第1項及び第13条第2項の規定により管理職手当を支給する職(医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号の標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職員の職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職員の職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職員の職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第1項中「第6条」を「第5条」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（定年に関する経過措置）」を付し、同項中「。以下「改正法」という。」を削り、「その」を「当該」に改める。

附則第3項の見出しを削る。

附則中第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、第4項を第7項とし、第3項の次に次の3項を加える。

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(大津市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 大津市職員の分限に関する条例（昭和26年条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

- 6 当分の間、次に掲げる措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。
- (1) 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）附則第22項に規定する措置
 - (2) 大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号）附則第20項に規定する措置
 - (3) 前2号の措置に相当する措置であって任命権者が定めるもの
- 7 第7条第2項の規定は、前項各号に掲げる措置による降給の場合には、適用しない。この場合において、当該措置を受ける職員には、当該措置により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(大津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 大津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、「額）」を「額。以下この項において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第2条第4項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に、「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第15条の2第3項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（初任給、昇格等の基準）」を付し、同条第4項を次のように改める。

- 4 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）のうち、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第4条に次の1項を加える。

- 5 短時間勤務職員のうち、大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第21号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額は、前条及び第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第5項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数

があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第4条の2を削る。

第5条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「同項前段」を「前項前段」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第9条の2第2項並びに第10条第2項第1号及び第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第1号及び同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の3第1項中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第24条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附則中第23項を第30項とし、第22項を第29項とし、第21項の次に次の見出し及び7項を加える。

(60歳に達した職員の給与に関する特例)

22 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第24項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項及び第3項並びに第5条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

23 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 医師及び歯科医師である職員

(3) 大津市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号)第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 大津市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

24 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第26項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

25 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

26 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第22項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第24項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第24項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第22項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

28 附則第22項から前項までに定めるもののほか、附則第22項の規定による給料月額、附則第24項の規定による給料その他附則第22項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任

用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再任用短 時間勤務 職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	

別表第2アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第2イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	

別表第2ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600	

(大津市教育公務員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(初任給、昇格等の基準)」を付し、同条第4項を次のように改める。

- 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)のうち、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第5条に次の1項を加える。

- 短時間勤務職員のうち、大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額は、前条及び第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第5項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第5条の2を削る。

第6条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「同項前段」を「前項前段」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第2項中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条の2を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第5条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附則に次の見出し及び7項を加える。

(60歳に達した職員の給与に関する特例)

- 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第22項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により

当該職員の属する職務の級並びに同条第2項及び第3項並びに第6条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

21 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 大津市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号）第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 大津市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

22 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第24項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第22項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第20項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第20項から前項までに定めるもののほか、附則第20項の規定による給料月額、附則第22項の規定による給料その他附則第20項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 225,200	円 271,100	円 324,400

別表第1イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間 勤務職員	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
	円 225,200	円 271,100	円 324,400	円 405,200

（大津市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第7条 大津市職員等の旅費に関する条例（昭和32年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（大津市職員退職手当支給条例の一部改正）

第8条 大津市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第5条第2項中「(前項)を「(同項)に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第7条第6項中「在職期間には、」の次に「職員以外の地方公務員等(」を加え、「(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する)を「をいう。以下同じ。)(規則で定める者を除く。以下この項において同じ)に改める。

第8条の3第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第9条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする)を「)とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない)に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第12条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第13条の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第1項第1号中「(にあっては)を「(には)に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項中「(にあっては)を「(には)に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「。以下この条)を「。以下この項から第6項まで)に、「(にあっては)を「(には)に改め、同条第2項及び第3項中「(にあっては)を「(には)に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「(にあっては)を「(には)に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「(にあっては)を「(には)に改める。

附則第3項中「(「条例第9号)を「(「昭和49年改正条例)に改め、「まで)の次に「及び附則第8項から第16項まで)を加える。

附則第4項中「(「条例第9号)を「(「昭和49年改正条例)に改め、「第5条の2)の次に「及び附則第11項から第14項まで)を加える。

附則第5項中「(「条例第9号)を「(「昭和49年改正条例)に改め、「第5条)の次に「又は附則第9項)を加える。

附則第7項中「(「令和4年3月31日)を「(「令和7年3月31日)に改める。

附則に次の9項を加える。

- 8 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条(附則第8項において同条第1項の規定を準用する場合を含む。)」とする。
- 9 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「第5条」とあるのは、「第5条(附則第9項において同条第1項の規定を準用する場合を含む。)」とする。
- 10 前2項の規定は、医師又は歯科医師である職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 11 大津市一般職の職員の給与に関する条例附則第22項の規定による職員の給料月額の変改(次項及び附則第14項において「給料月額7割措置」という。)は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 12 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、7割措置減額日(給料月額7割措置により給料月額が減額された日をいう。以下この項において同じ。)前に、給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額をされたことがあるものが、当該減額をされた日(以下この項において「特別特定減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの(当該最も多い給料月額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額とする。以下「7割措置前給料月額」という。)を超えるものに限る。)(以下この項及び次項において「特別特定減額前給料月額」という。)が退職日給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額の減額改定がなされた場合において7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - (2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合における当該退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合
 - (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号アに掲げる割合
- 13 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
- (1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
 - (2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第2号アに掲げる割合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
 - ア 60以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
 - イ 60未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- 14 当分の間、前2項の規定の適用を受ける者以外の給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、任用の事情を考慮して前2項の規定の適用を受ける者との権衡上必要があると認められる者に対する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて計算した額とする。
- 15 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3、第6条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達したことにより退職することとなる日から1年前」とあるのは「60歳（医師及び歯科医師である職員にあっては、65歳）に達する日の属する年度の前年度の3月31日」と、「退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢」とあるのは「45歳（医師及び歯科医師である職員にあっては、50歳）」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳（医師及び歯科医師である職員にあっては、65歳）」と、第8条の3第1項第1号中「定年から20年を減じた年齢」とあるのは「45歳（医師及び歯科医師である職員にあっては、50歳）」とする。
- 16 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって、第5条の3の規定の適用を受けるものに対する附則第12項及び第13項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第12項第1号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
附則第12項第2号	7割措置前給料月額に、	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲

		内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、
附則第12項第2号ア	及び7割措置前給料月額	並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
附則第12項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第12項第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、
附則第12項第3号イ	前号ア	附則第16項の規定により読み替えて適用する前号ア
附則第13項	前項の	附則第16項の規定により読み替えて適用する前項の
	同項第2号イ	附則第16項の規定により読み替えて適用する前項第2号イ
	同項の	附則第16項の規定により読み替えて適用する前項の
附則第13項第1号	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
附則第13項第2号	前項第2号ア	附則第16項の規定により読み替えて適用する前項第2号ア
附則第13項第2号ア	特別特定減額前給料月額に前項第2号イ	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に附則第16項の規定により読み替えて適用する前項第2号イ

	及び7割措置前給料月額	並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
附則第13項第2号イ	特別特定減額前給料月額に前項第2号イ	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に附則第16項の規定により読み替えて適用する前項第2号イ
	7割措置前給料月額	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
	同号ア	附則第16項の規定により読み替えて適用する同号ア
	同号イ	附則第16項の規定により読み替えて適用する同号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額

(大津市立学校の教員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第9条 大津市立学校の教員の給与等に関する特別措置条例(昭和49年条例第65号)の一部を次のように改正する。

「付 則」を「附 則」に改め、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

- 2 教育公務員給与条例附則第22項、第24項及び第25項の規定による給料を支給される教員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育公務員給与条例附則第22項、第24項及び第25項の規定による給料の額との合計額」とする。

(大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 大津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 大津市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短

時間勤務職員」に改める。

第10条中「次」を「第2条第1号から第3号まで」に改め、同条各号を削る。

第15条第2号中「同項に規定する」を削る。

第17条第1項の表第4条第4項の項及び第14条第4項の項を削り、同表第14条第5項第1号の項中「育児休業条例」を「大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）」に改め、第17条第2項中「次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条例第5条第2項及び第3項並びに第6条第2項及び第3項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする」」に改め、同項の表を削る。

第20条第1項の表第14条第1項の項中「同項に規定する」及び「（以下「育児休業法第18条第1項の短時間勤務職員」という。）」を削り、同表第14条第4項の項を削り、同表第14条第5項第1号の項中「育児休業条例」を「大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）」に改め、同表第23条の3第1項の項を削る。

第21条第2号及び第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

（大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第11条 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第5項中「第1項」の次に「及び第3項」を加える。

（大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第12条 大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「された職員」の次に「（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、同項第2号中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第13条 大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第14条 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「その者」を「当該フルタイム会計年度任用職員」に改める。

第8条第3項中「その者」を「当該パートタイム会計年度任用職員」に改め、同条第4項中「業務」の次に「その他市長が別に定める業務」を加える。

第9条第4項中「その者」を「当該パートタイム会計年度任用職員」に改める。

（大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第15条 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第8条第2項中「第2条第3項」を「第2条第5項」に改める。

第11条第1項中「第3条、第4条、第5条」を「第3条から第5条まで」に、「第5条、第6条」を「から第6条まで」に改める。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

（大津市職員の再任用に関する条例の廃止）

第16条 大津市職員の再任用に関する条例（平成12年条例第73号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中大津市職員退職手当支給条例第9条第

4 項及び第11項の改正規定並びに同条例附則第 7 項の改正規定並びに附則第11条及び第15条第 2 項の規定は、公布の日から施行する。

(大津市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の大津市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の大津市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新定年条例第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する定年（以下「新条例定年」という。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年（以下「旧条例定年」という。））を超える職（基準日における新条例定年が新定年条例第 3 条第 1 項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による勤務について準用する。

(大津市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第 3 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下この条から附則第 6 条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第 1 項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第 2 条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は前条第 1 項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前 2 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

(4) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前 3 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和 3 年改正法による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。次項第 6 号において同じ。）をされたことがある者

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第 2 条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第 12 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第 13 条第 1 項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第 22 条の 5 第

- 3 項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の総合評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新定年条例第13条第1項に規定する組合（以下「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条から附則第10条までにおいて同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1

年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(大津市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、これらの規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、第4条の規定による改正後の大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同条例の規定を適用する。

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 第5条の規定による改正後の大津市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。附則第22項から第28項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第11条の規定による改正後の大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における同条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例第9条、第9条の2及び第9条の4の規定は、暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員には適用しない。
- 9 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与について必要な事項は、規則で定める。

(大津市教育公務員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 第6条の規定による改正後の大津市教育公務員の給与に関する条例（以下「新教育公務員給与条例」という。）附則第20項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新教育公務員給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新教育公務員給与条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新教育公務員給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新教育公務員給与条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 5 新教育公務員給与条例第5条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(大津市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 暫定再任用職員に対する第8条の規定による改正後の大津市職員退職手当支給条例(以下「新退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「以下」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下」とする。

2 新退職手当条例第9条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)は、第12条の規定による改正後の大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部改正)

第17条 大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和49年条例第9号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「大津市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号)付則第4項の規定による改正後の」及び「(以下「新条例」という。)」を削り、「第5条まで」の次に「又は附則第8項若しくは第9項」を加え、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第8項から第16項まで」を加える。

付則第4項中「に新条例」を「に大津市職員退職手当支給条例」に改め、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2及び附則第11項から第14項まで」に改める。

付則第5項中「新条例第5条」を「大津市職員退職手当支給条例第5条又は附則第9項」に改める。

付則第6項中「は、新条例」を「は、大津市職員退職手当支給条例」に、「間、新条例」を「間、同条例」に改める。

第18条 大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「、新条例」を「、大津市職員退職手当支給条例」に改める。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第8号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号ア中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同号イ中「個人番号カード」の次に「又はこれと同等の機能を有する機器等であって規則で定めるもの」を加える。

別表第19項中第59号を第63号とし、第49号から第58号までを4号ずつ繰り下げ、同項第48号中「建築許可申請」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可申請」に、「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同号を同項第52号とし、同項第47号中「の建築物」の次に「の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物」を加え、「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同号を同項第51号とし、同項第46号中「建築認定申請」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請」に、「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同号を同項第50号とし、同項第45号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同号を同項第49号とし、同項第44号を同項第48号とし、同項第43号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同号を同項第47号とし、同項中第28号から第42号までを4号ずつ繰り下げ、第27号を第30号とし、同号の次に次の1号を加える。

(31) 建築基準法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さに関する特例許可申請に対する審査 1件につき 160,000円

別表第19項第26号を同項第29号とし、同項第25号中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同号を同項第28号とし、同項中第24号を第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

(27) 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例許可申請に対する審査 1件につき

160,000円

別表第19項中第23号を第25号とし、第22号を第24号とし、第21号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (23) 建築基準法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例許可申請に対する審査 1件につき 33,000円

別表第19項第20号の次に次の1号を加える。

- (21) 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例認定申請に対する審査 1件につき 27,000円

別表第25項第1号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。次号において「旧宅地造成等規制法」という。)」に改め、同項第2号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

別表第60項第1号ア(イ)中「次項において「」を「以下この項及び次項において「」に改め、同号イ(ア)及び(イ)を次のように改める。

- (7) 誘導性能基準(基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準並びに同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいう。次項において同じ。)に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額(1棟につき)
200平方メートル未満のもの	45,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(次項において「登録住宅性能評価機関」という。)が、認定の申請に係る建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面(以下このイにおいて「評価書面」という。)の添付がなされたものにあつては、8,000円)
200平方メートル以上のもの	48,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額(1棟につき)
300平方メートル未満のもの	77,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	121,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	197,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	278,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	534,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、126,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	936,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、188,000円)
50,000平方メートル以上のもの	1,709,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、283,000円)

- (イ) 誘導仕様基準(基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。次項において同じ。)に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額 (1棟につき)
200平方メートル未満のもの	24,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)
200平方メートル以上のもの	25,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額 (1棟につき)
300平方メートル未満のもの	38,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	61,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	277,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、126,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	464,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、188,000円)
50,000平方メートル以上のもの	808,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、283,000円)

別表第61項第2号イ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 誘導性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額 (1棟につき)
200平方メートル未満のもの	43,000円 (登録住宅性能評価機関が、認定の申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面 (以下このイにおいて「評価書面」という。) の添付がなされたものにあつては、6,000円)
200平方メートル以上のもの	47,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額 (1棟につき)
300平方メートル未満のもの	76,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	195,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	276,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	532,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円)

25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	934,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,707,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円）

(イ) 誘導仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	22,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円）
200平方メートル以上のもの	23,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円）

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	152,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	275,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	462,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円）
50,000平方メートル以上のもの	807,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円）

別表第61項第6号イ(ア)中「する基準」の次に「、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準並びに同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準」を加え、同号イ(ア) a の表中「この号」を「このイ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第19項の改正規定 令和5年4月1日
- (2) 別表第25項の改正規定 令和5年5月26日
- (3) 第5条第4号の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日

大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第9号

大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部を改正する条例

大津市リサイクルセンター木戸設置条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例

第4条第1項中「市長に」を「第8条の規定に基づきセンターの管理を行う者（以下同条及び第9条を除き、「指定管理者」という。）に」に、「市長は」を「指定管理者は」に改め、同条第2項中「別表に掲げる」を「毎時0分から始まる1時間を単位とする」に改め、ただし書を削り、同条第3項中「市長は」を「指定管理者は」に改め、同項第3号中「市長がその使用を不相当であると認める」を「センターの管理上支障があると認められる」に改め、同条第4項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条を次のように改める。

（会議室の利用料金）

第5条 使用者は、使用の許可の際に、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第6条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「前条第1項の使用料」を「利用料金」に改める。

第7条の見出しを「（利用料金の不還付）」に改め、同条中「第5条第1項の使用料」を「利用料金」に改め、「ただし」の次に「指定管理者は」を加える。

第8条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第8条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（次条において「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者の指定の基準）

第9条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) センターの設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) センターの管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

（指定管理者が行う管理の基準）

第10条 指定管理者は、センターの開所時間及び休所日の定めに従い、センターを適正に利用に供さなければならない。

2 前項のセンターの開所時間及び休所日は、規則で定める。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 会議室の使用の許可に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

室名	利用料金の上限額
大会議室	1時間につき 880円
小会議室	1時間につき 280円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく指定管理者の指定のその他の行為及び指定管理者が利用料金を定めるために必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 施行日前にこの条例による改正前の大津市リサイクルセンター木戸設置条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした使用の許可は、新条例の規定により指定管理者がした使用の許可とみなす。この場合に

おける利用料金については、新条例の規定にかかわらず、旧条例に定める使用料の例による。

(大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

4 大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 環境部が所管する指定施設 大津市環境部指定管理者選定委員会

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第10号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第50条及び第51条第3項中「第33条まで」の次に「（第26条を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第11号

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

7 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際における確認に限る。）を行わなければならない。

附則第6項の表中	附則第3項	第5条第2項及び第5項本文の規定により置く教育・保育従事職員	教諭免許状所持者又は小学校教諭免許状所持者
	「		

論等	を	附則第3項	第5条第2項の規定により置く教育・保育従事職員	看護師等
		「		
		附則第4項	第5条第2項及び第5項本文の規定により置く教育・保育従事職員	教諭免許状所持者又は小学校教諭等免許状所持者
	」			

に、「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とし、附則中第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 当分の間、第5条第2項の規定により置く教育・保育従事職員については、同項の規定にかかわらず、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師又は看護師若しくは准看護師（以下「看護師等」という。）をもって、これに代えることができる。ただし、満1歳に満たない子どもの数が4人未満である認定こども園の場合にあっては、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第7項の規定の適用については、認定こども園において子どもの通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、子どもの通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第12号

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第1条** 大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

- 第2条** 大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

- 第10条** 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下同じ。）を継続的に実施するための、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第15条第1項中「（満3歳に満たない園児については、その保育。以下同じ。）」を削る。

第18条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第23条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

附則第8条を次のように改める。

- 第8条** 当分の間、幼保連携型認定こども園に置く職員については、第17条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者をもって、これに代えることができる。ただし、当該各号に掲げる者が教育課程に基づく教育に従事することができるのは、職員の補助者として従事する場合に限る。

- (1) 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）
 - (2) 当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師若しくは准看護師（以下「看護師等」という。）
- 2 前項の場合（同項第2号に掲げる者をもって同項の職員に代える場合に限る。）においては、その代えることができる職員にあつては1人に限り、当該幼保連携型認定こども園における満1歳に満たない園児の数が4人未満であるときにあつては子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 附則第10条中「の数」を「並びに看護師等の数は」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第13号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項及び第2項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際における確認に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第14号

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉施設条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第6条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第15号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第2条 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車

の際における確認に限る。)を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附則第2項中「4人以上の乳児を入所させる保育所に係る」を削り、「、看護師又は准看護師」を「又は看護師若しくは准看護師(以下この項において「看護師等」という。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所の場合にあっては、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、母子生活支援施設に係る第2条の規定による改正後の大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。
- 3 新条例第7条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第16号

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第17号

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第62号)第2条に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第8条に次の1項を加える。

- 9 第7項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第42条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第42条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他の指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第42条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際における確認に限る。）を行わなければならない。

第48条を次のように改める。

第48条 削除

第60条中「第13条」の次に「及び第48条」を加える。

第61条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第69条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第78条中「第49条まで」を「第47条まで、第49条」に改める。

第98条及び第103条中「第40条の2」の次に「、第42条の2、第42条の3第1項」を加える。

第104条中「第69条第1項」を「同条第9項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第69条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第48条、第60条及び第78条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第42条の2（新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第42条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 新条例第42条の3第2項（新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定障害児通所支援事業者等（指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者を除く。以下この項において同じ。）において障害児の送迎を目的とした自

動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定障害児通所支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第18号

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例

大津市立障害者通所施設条例（平成24年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第3項並びに第4項第1号及び第2号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第19号

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

大津市コミュニティセンター条例（令和元年条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第14号の表第2会議室の項中「130円」を「290円」に改め、同表第3会議室の項中「290円」を「130円」に改め、同表第5会議室の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第20号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第13条の5の10中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第18条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同条第4項中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第23条の3第2項中「の提示」を「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示」に改める。

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 改正後の第13条の5の10及び第18条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第21号

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例

大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「12歳」を「15歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

大津市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第22号

大津市印鑑条例の一部を改正する条例

大津市印鑑条例（昭和45年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項に次のただし書を加える。

ただし、受付用端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市が設置する端末機であって、証明書等の交付を受けようとする者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。）をいう。次項において同じ。）を利用して必要な操作を行うことにより、証明書等の交付の申請を行うことができる機能を有するものをいう。）を利用する方法により交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えることを要しない。

第11条第4項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する」及び「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。）」を削り、「当該個人番号カード」の次に「又はこれと同等の機能を有する機器等であって規則で定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日から施行する。

大津市大津祭曳山展示館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第23号

大津市大津祭曳山展示館条例の一部を改正する条例

大津市大津祭曳山展示館条例（平成27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とする。

第11条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第12条とする。

(2) 展示館の展示を入館者の観覧に供する業務

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「指定管理者」の次に「（次条において「指定管理者」という。）」を加え、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「利用料金」を「観覧に係る利用料金及びホールの利用料金（次条において「利用料金」と総称する。）」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「以下「」の次に「ホールの」を加え、同条第2項中「利用料金」を「ホールの利用料金」に、「別表」を「別表第2」に改め、同条第3項中「利用料金」を「ホールの利用料金」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「第8条の規定に基づき展示館の管理を行う者（以下同条を除き、「指定管理者」という。）」

を「指定管理者」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(展示の観覧に係る利用料金)

第4条 展示館の展示を観覧しようとする者は、その観覧に係る料金（以下「観覧に係る利用料金」という。）を、第9条の規定に基づき展示館の管理を行う者（以下同条及び第10条を除き、「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 観覧に係る利用料金の額は、別表第1に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 観覧に係る利用料金は、指定管理者の収入とする。

附則中「第9条」を「第10条」に改める。

別表中「第5条関係」を「第6条関係」に、「利用料金」を「ホールの利用料金」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第4条関係）

区 分	観覧に係る利用料金の上限額（1人1回につき）	
	個人利用	団体利用（15人以上）
小学生	70円	50円
高齢者	100円	80円
大人	150円	120円

備考

- この表中「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含む。以下同じ。）に在学する児童をいう。
- この表中「高齢者」とは、65歳以上の者であって市内に住所を有するものをいう。
- この表中「大人」とは、中学生（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含む。以下同じ。）に在学する生徒をいう。）以上の者であって高齢者以外のものをいう。
- 小学校に就学するまでの者は、無料とする。
- 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。
 - 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの
 - 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの
 - 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
 - 市内に住所を有する者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの
 - 前各号に規定する者を介護する者（前各号に規定する者1人につき1人に限る。）
 - 市内に所在する小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が、教育課程の一環として教職員に引率されて観覧する場合における当該児童及び生徒並びにその引率者

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の大津市大津祭曳山展示館条例の規定に基づく指定管理者の指定の手續その他の行為及び指定管理者が利用料金を定めるために必要な手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第24号

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部を改正する条例

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（平成29年条例第53号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項第5号を次のように改める。

- 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「令和4年宅地造成等規制法改正法」

という。) 附則第2条第1項に規定する旧宅地造成工事規制区域

第22条第1項第1号イ中「宅地造成等規制法」を「令和4年宅地造成等規制法改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年宅地造成等規制法改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第25号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号)の一部を次のように改正する。
別表第1大石団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第26号

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

大津市生涯学習センター条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「常設展示」を「展示」に改める。

第10条中「及び常設展示」を「の投影及び展示」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の企画によるプラネタリウムの投影又は展示を行う場合において、これらを観覧しようとする者は、その都度市長が定める観覧料を納付しなければならない。
- 3 市長は、プラネタリウムの投影及び展示の観覧について、前売券を発行することができる。

別表第2第1項中「プラネタリウム観覧料」を「プラネタリウムの投影の観覧料」に改め、同表第2項中「常設展示観覧料」を「展示の観覧料」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。